

スポーツ

令和4年度嵐山町体育施設利用
登録が始まりました

▼問合せ 教育委員会事務局
☎62-0824

町内の公共体育施設、学校体育施設を利用するには、予め利用登録が必要となります。

年度ごとに登録が必要となりますので、令和4年度に当該施設を利用する予定がある方は、必ず登録をお願いします。

申請期間 2月1日(火)～随時
8時30分～17時15分(土日・祝休日
および12月29日～翌年1月3日を除く)

申請場所
教育委員会事務局窓口

※郵送、☎、電子メール等での申請は
できません

提出書類

利用登録申請書1部

利用者名簿1部

※各書類は教育委員会事務局窓口にて
配布のほか、町ホームページからも
ダウンロードできます

その他
詳細は町ホームページをご覧ください。

保険・年金・医療

医療費のお知らせ

(医療費通知) コミュニ

▼問合せ 町民課

☎62-2154

医療費のお知らせは、医療費の総額等をお知らせすることで、ご自身の健康と医療に関する認識を深めていただくほか、医療機関等からの請求が正しく行われているか確認していただくため発行しています。嵐山町での送付内容は左記のとおりです。

対象者 国民健康保険に加入している方(世帯主宛てに送付されます)

記載項目 受診年月、受診者名、医療機関等の名称、入院・通院・調剤等の区分、受診日数、医療費の総額、窓口での支払額等

対象診療月	発送時期
11月～12月	4月初旬
1月～2月	6月初旬
3月～4月	8月初旬
5月～6月	10月初旬
7月～8月	12月初旬
9月～10月	2月初旬

大会結果

▼問合せ 教育委員会事務局
☎62-0824

令和3年度嵐山町中学生ソフトテニス大会

日程 11月13日

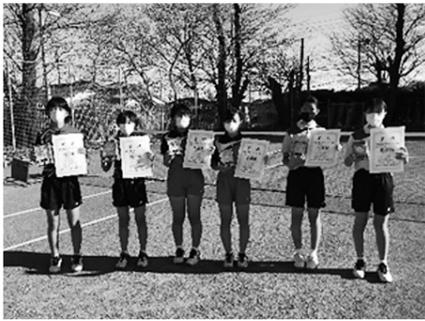
場所 菅谷中学校 玉ノ岡中学校

●中学1年女子の部

優勝 中野双葉 山口夏葉(滑川)

準優勝 太田まひろ 馬場 瞳(玉ノ岡)

第3位 池上恋叶 松藤璃音(都幾川)



●中学1年男子の部

優勝 戸田 陽 我妻昊斗(滑川)

準優勝 今部真吾 林 奏人(玉ノ岡)

第3位 岩崎叶真 大嶋 侑(菅谷)

確定申告での医療費通知の活用

確定申告で医療費控除の適用を受ける際の添付書類として、医療費通知を使用することができます。

なお、11月～12月診療分の医療費通知は確定申告時期までに送付することができません。この期間の受診分は、領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成して添付することで、控除対象となります。作成に使用した領収書は5年間保管してください。

高額療養費申請手続きが
簡単になります

▼問合せ 町民課
☎62-2154

本年2月より、国民健康保険の高額療養費(※)について、簡素化の申請手続きをすることにより、自動払戻が可能となります。

簡素化の手続きは、初回時のみとなります。対象となるのは、次の要件を全て満たす世帯です。

- ① 国民健康保険税の滞納がない。
- ② 医療機関窓口での支払いが完了していること。

なお、右記の要件を満たしていても、領収書の確認が必要な場合は、ご来庁いただくことがあります。また、世帯主が国保資格を喪失(転出や死亡等)された場合などは、自動払戻は停止と

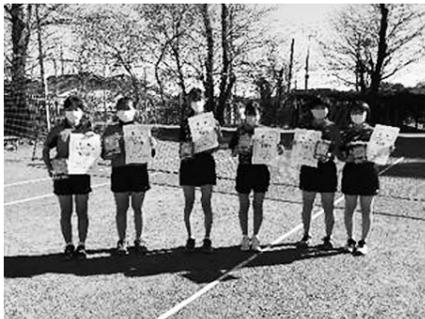


●中学2年女子の部

優勝 栗田優奈 神山知花(玉ノ岡)

準優勝 梅澤透空 宮崎七海(滑川)

第3位 青木萌愛菜 西村優奈(滑川)



●中学2年男子の部

優勝 西村慧汰 中島大貴(菅谷)

準優勝 太田 陸 新井恭吾(滑川)

第3位 久道福斗 森田大介(滑川)

なり、申請書のご提出をお願いすることになります。

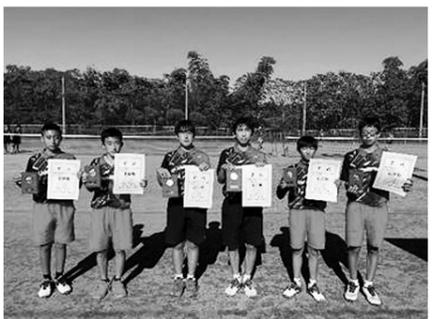
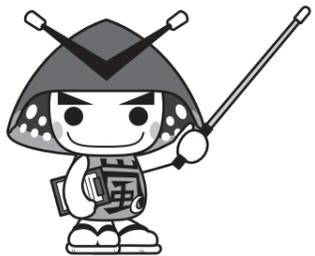
〈簡素化の申請方法〉

対象となる世帯が高額療養費に該当した場合に、支給申請書に手続き簡素化の申請書を同封します。申請書の承諾事項をよくお読みの上、必要箇所を記入し、町民課保険年金担当へご提出ください。手続きが完了すると、それ以降は、支給決定通知のみ送付いたします。

※高額療養費とは

医療費の自己負担が高額になったとき、所得区分に応じた限度額を超えた分が、高額療養費として支給される制度です。該当する世帯には診療月のおおむね3か月後に通知します。

また、あらかじめ国保担当窓口(限度額適用認定証)を申請し(保険税を滞納していると交付されません)医療機関の窓口で提示すれば、窓口での支払が所得区分に応じた限度額までとなります。



第46回嵐山町剣道大会

日程 11月28日

場所 嵐山町B&G海洋センター小学生の部

優勝 安藤 慎 準優勝 青木 輝

三位 松永悠仁

中学生男子の部

優勝 石黒恵介 準優勝 小峰煌慧

三位 長塚 奎



利用しましょう

国民年金保険料の前納(割引)制度

▼問合せ 川越年金事務所
☎049-242-2657

今月は令和4年度の国民年金前納制度の申込み締切月です

「前納制度」とは、一定期間の保険料を前払いすると割引になる制度のことです。前納には、納付書、クレジットカード(一部対象とならないカードもあります)、口座振替による方法があります。

クレジットカード及び口座振替での前納を希望される場合は、事前の申し込みが必要となりますのでご注意ください。

2年前納、1年前納及び6か月前納前納分は2月末日までに、6か月前納後納分は8月末日までに、金融機関へお申し込みください。

また、前納された方が厚生年金等に加入したときは、その後の国民年金保険料は還付となります。

※納期限・引き落とし日は、末日が土日・祝日の場合は、翌月最初の金融機関営業日になります。